

石川県民間提案型地域人づくり事業（処遇改善プロセス）募集要領

1 目的及び概要

地域経済を活性化し、「日本再興戦略」による経済成長を確実なものとするために、在職者の賃金の上昇や家計所得の増大等の処遇改善を目的として、販路拡大等の取組みを支援する事業について、県内に活動拠点を置く業界団体、組合等（以下、「県内団体等」）から募集します。

提案のあった事業の中から、県内産業との関連や波及効果などの高い事業を選定し、受託事業者と協議のうえ、事業の実施を委託します。

2 募集事業の内容

県内団体等が、県内事業所に対し、生産性向上、販路拡大、新分野進出、グローバル展開などによる業務拡大の支援を行い、利益を増大させ、その利益を在職者の処遇改善（賃上げ、正社員化）などに充てる、又は若手社員や管理者向けに意識改革や労務改善等の研修等を行い、新入社員の定着率向上等をめざす事業であって、以下の（１）のいずれかのテーマに従い、（２）のいずれかを目標とする事業とします。

（１）テーマ

県内企業の競争力強化

- ① 伝統工芸、食文化など地域の強みを活かした取組み
- ② 基幹業種（機械・繊維・食品・IT）等の競争力強化につながる取組み

（２）目標

- ① 従業員の賃上げ
- ② 正社員化・無期雇用化
- ③ 新入社員の定着率向上
- ④ その他従業員の実質的な収入増を伴う福利厚生の充実

3 提案事業の要件

提案事業の内容は次の事項を全て満たすものとします。

- （１）県の既存事業で対応済みの事業でないこと。
- （２）建設・土木事業でないこと。
- （３）事業の実施にあたり、県内事業所の賃金の上昇、新入社員の定着率の向上又は正社

員転換を行う人数等に係る定量的な目標や実施する対策等について「処遇改善計画」を策定し、これに基づき賃金引上げ等の処遇改善を行うものであること。

- (4) 目標の達成時期は、原則として事業終了後1年以内であること。
- (5) 事業費を直接賃金等へ補填するものでないこと。
- (6) 賃金の改善を支援する事業については、事業所得拡大税制による支援を受けていないこと。
- (7) その他、事業の実施に当たっては、国の「緊急雇用創出事業等実施要領」及び「地域人づくり事業Q&A」を遵守すること。

4 応募要件

- (1) 県内に活動拠点を置く業界団体、組合等であること。(単独企業による申請は不可)
- (2) 3社以上の企業の処遇改善を目標とすること。
- (3) 処遇改善を見込む事業所において実践した手法等の普及のため、取り組み成果をとりまとめること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) 石川県から指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 県税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (7) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は更生手続きを行っている者でないこと。
- (8) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及び第6号に掲げる暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (9) 政治団体及び宗教団体でないこと。

※ 3社以上の企業が集まり、共同体として申請する場合には、上記(1)～(9)に加えて、以下の要件を満たすこと。

- (10) 共同体としての目的、構成員等を明示した定款、規約又は協定書を提出すること。
- (11) 共同体の構成員として異なる産業分類(日本標準産業中分類)の企業を含むこと。
- (12) 上記(3)について、関係する企業に対し、取り組み成果を一定程度以上普及すること。

5 提案できる事業の実施期間

概ね、平成26年8月上旬(予定)以降から平成27年3月31日の間

ただし、事業効果を高めるため、平成27年度に及ぶ事業を予定する場合は、平成28年3月31日まで実施可能とします。この場合、以下の点に注意してください。

- (1) 年度毎に事業を分けることとし、それぞれの年度で実施する事業において、上記

「4 応募要件」を満たすこと。ただし、「4 応募要件」(3)及び(12)は、平成27年度のみの実施でよいものとする。

(2) 事業開始が平成26年度中であること。

6 委託事業費

(1) 事業の限度額

処遇改善を見込む事業所、1事業所あたり300万円まで

(例：5社の処遇改善を見込む事業の上限 300万円×5社＝1,500万円)

(2) 対象となる事業費

- ① 生産能力の向上や、時間当たりの生産力向上等のために行う社員育成、研修、実習等にかかる費用
- ② 見本市や商談会等の具体的な販路拡大に繋がる催事への出展費用
- ③ 海外販路拡大支援のためのバイヤー招聘にかかる交通費、宿泊費
- ④ 業務効率化等のためのコンサルタント料、職員研修費等
- ⑤ 新分野進出に必要となる事業費（施設・設備の整備などハード面の支出を除く）など
- ⑥ 本事業に従事する既存社員の人件費（実費分）
- ⑦ セミナー等の講師謝金
- ⑧ ①～⑦にかかる消費税及び地方消費税

※ 対象経費整理表（別紙）をあわせて参照してください。

※ 委託事業に従事する既存の社員の人件費は委託事業の範囲で、その事務量に応じた賃金とし、その内訳が明確に区分できるものとしてください。

※ いずれも領収書等の支出を確認できる書類が必要です。

(3) 対象とならない経費

- ① 国、地方公共団体の補助金、委託費等により支弁されている経費
- ② 土地、建物等を取得するための経費
- ③ 施設や設備等を設置または改修するための経費
- ④ 接待等の飲食にかかる経費
- ⑤ 委託業務と関連性が認められない経費等

※ 対象経費整理表（別紙）をあわせて参照してください。

（４）機器や物品等の取り扱いについて

本事業を実施する上で必要な機器や物品等はリース・レンタルにより調達してください。また、リース・レンタルの契約においては、入札の実施や複数の者から見積りを徴収する等により効率的に契約が締結されるようにしてください。

リース・レンタル契約終了後、無償等で借り手に所有権を譲渡する旨の特約がある契約については、実態が購入による財産取得と変わらないこと等から、リース・レンタル契約終了後、貸し手にリース・レンタル物件を返還する（所有権移転が生じない）契約としてください。

7 応募手続き

（１）提出書類

次に掲げる書類を作成し、提出してください。

① 応募申込書

（様式 1-1、様式 1-2）

② 企画提案書

（様式 2-1、様式 2-2、様式 2-3）

③ 事業費積算書（様式 3）

（「5 提案できる事業の実施期間」ただし書きにより平成 27 年度に及ぶ事業を提案する場合は、それぞれの年度毎に分けて作成してください）

④ 事業の統括責任者・運営管理体制（様式 4）

⑤ 添付書類

ア 定款又は寄附行為（法人格がない場合は、運営規約等これに類する書類）

イ 法人の登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（提出日において、発行日から 3 カ月以内のもの。）（法人格がない場合は、名称、所在地、設立年月日、代表者の氏名及び住所、目的、資産の総額を記載した書類）

ウ 団体概要等、応募者の概要が分かる書類

エ 県税、消費税及び地方消費税に滞納のないことを証する書類
（提出日において、発行日から 3 カ月以内のもの。）

オ 申請日が属する会計年度の前 2 期分の事業報告書、決算書類（貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類）

※ 以下、複数の事業者が集まり、共同体として応募する場合のみ

カ 共同体としての目的、構成員等を明示した定款、規約又は協定書

(2) 提出方法

直接持参又は郵送してください。

(3) 提出先

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番 石川県庁行政庁舎12階
石川県商工労働部労働企画課

(4) 提出期限

平成26年7月4日(金) 午後5時45分まで(必着)

(5) 提出部数

正本1部、副本5部(副本は正本の複写可)

(6) 留意事項

- ① 県が既存事業で対応済みの事業は、応募できません。(既存事業の有無に関しては、「10 その他」に記載の問い合わせ先にお尋ねください。)
- ② 応募申込に要する費用は、応募者の負担となります。
- ③ 提出された応募書類は返却しません。
- ④ 必要に応じ、追加書類の提出を求めることがあります。
- ⑤ 人件費等経費の積算にあたっては、地域の水準等を踏まえ適正な価格で積算してください。
- ⑥ 再委託を必要とする場合は、企画書に必要とする理由及び範囲、予定金額を明記してください。
- ⑦ 事業で得た財産及び成果物等に係る権利は、県に帰属します。

8 対象事業の選定

(1) 選定方法

応募のあった事業のうち、「3 提案事業の要件」、「4 応募要件」に掲げる全ての事項に合致するものを審査対象とし、提案内容について、別途設置する審査会において下記(2)の審査基準に基づいて審査を行い、予算の範囲内において優れたものを選定します。

なお、審査にあたっては、書類審査のほか別途聴き取りを実施する場合があります。

(2) 審査基準

① 企画内容

- ・テーマに基づいた企画となっているか。
- ・事業の効果が期待できるか。

- ・事業の効果が県内企業に幅広く波及するものであるか。
- ・事業の実施方法、スケジュール、費用の積算が具体的に示され、実現が見込まれるか。事業が効率的か。

② 実施体制

- ・事業計画を確実に効果的に実施する体制を整えているか。

(3) 審査結果

審査対象となった提案の応募者全員に対し、審査結果を書面で通知するとともに、選定された事業については、石川県ホームページに掲載・公表します。

9 委託契約について

(1) 県は、審査会で選定された事業を基に仕様書を作成し、その事業の応募者から見積を徴収した上で、県が設定する予定価格の範囲内で委託契約を締結します。

なお、「5 提案できる事業の実施期間」ただし書きにより、平成27年度に及ぶ事業については、平成27年度予算が議会で議決されることが前提となり、事業の内容により契約しない場合があります。

契約に関する事務、事業の進行管理は、事業内容を所管する担当課が行います。

(2) 仕様書の作成にあたっては、選定された事業の応募者と事業実施の具体的な方法等について協議・調整を行うこととします。なお、協議・調整の結果、企画内容・金額を変更する場合があります。

(3) 委託契約締結後は速やかに事業に着手し、経理処理は他に行っている事業と明確に区分してください。会計関係の帳簿類は、会計検査の対象となりますので、事業終了後5年間保存してください。また、県は必要に応じて、事業実施中においても検査を行うことがあります。

(4) 事業開始後は、契約書、仕様書に基づき報告書等を提出してください。

また、「4 応募要件」(3)により作成する「取り組み成果のとりまとめ」についても、あわせて提出してください。なお、提出いただいた「取り組み成果のとりまとめ」は、県ホームページで公表することとします。

(5) 契約は概算契約であり、事業実績提出後、実際に事業に要した経費に応じ、受託者への支払額を確定します。

(6) 契約に違反した場合、目標を達成できない程度が甚だしい場合又は悪意を持って達成できない場合には、契約の一部又は全部を解除し、受託者に対し委託料を支払わない、若しくは支払った委託料の一部又は全部を返還させる場合があります。

(7) 県から、事業の執行状況について報告を求められる場合は、速やかに回答してくだ

さい。

- (8) 事業終了後は、委託契約書等に基づき業務の成果、収支決算を内容に含む実績報告書を提出してください。
- (9) 委託料は前金払できるものとします。前金払の額は、それぞれの契約内容に応じて県が決定するものとします。
- (10) 事業終了後も処遇改善の達成状況等を把握・検証するために行う、フォローアップ調査にご協力願います。

10 その他

(1) 応募に関する問い合わせ

① 問い合わせ方法

FAX、電子メール又は文書で問い合わせてください。

なお、FAX、又は文書の場合は、別紙2「質問票」に記載し提出してください。

メールの場合は文面に事業者名、担当者名、連絡先（電話番号、メールアドレス、FAX番号）及び問い合わせ内容を記載してください。

また、問い合わせを行った場合は、「③ 問い合わせ先」に電話により質問が到着しているか確認してください。

② 回答

問い合わせへの回答は、労働企画課ホームページに随時、掲載します。

③ 問い合わせ先

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部労働企画課雇用推進グループ 電話 076-225-1532

FAX 076-225-1534

メールアドレス e191300a@pref.ishikawa.lg.jp

※応募書類の具体的な記載内容、審査基準に関する問い合わせについては、受付ません。

(2) スケジュール

事業開始までの予定

募集期間 6月23日～7月4日

審査会開催 7月中旬

委託事業決定・公表 7月下旬
委託契約・事業開始 8月上旬